

文部省評としての意義

—— 書評・植村和秀『文部省の国体明徴政策』——

鷲 澤 遼 祐*

本書評は、2025年7月4日に開催された書評会にて行った評者の報告を基礎に、当日の議論も踏まえて執筆したものである。本来であれば、本書の構成や概要について網羅的に整理すべきところだが、評者の能力不足および他の評者による整理との重複を避ける意図から、以下では本書の特徴と成果について評者なりにごく簡潔にまとめた上で、僭越ながらいくつかの論点を提示することで、責めを塞ぎたい。

本書は、昭和10年代に文部省が推進した「国体明徴」に関連する諸政策の企画・立案過程とその内容的特質について再検討し、「政策としての客観的な評価」（序章、7頁）を行うことを目的とする。当時広く必要性が意識されていた「国体明徴」という課題、具体的には〈国民国家〉日本に対する人々の主体的従属喚起や、外来思想を批判的に摂取するための方法的探究について、その主務者であった文部省がいかに取り組み、そこにいかなる蹉跌の契機があったのかが、主たる問題として設定される。

評者の見る本書の特徴は、「国体明徴」政策の引き金あるいは原動力として天皇機関説事件を機に加熱した政治状況を取り上げる諸研究¹⁾とは異なり、文部省という行政機関、あるいは文部官僚をはじめとする当事者に焦点を当て、政策としての内容および成否を左右する要素として詳密な分析を行った点にある²⁾。第一章では、文部省史における「国体明徴」政策の位置づけを整理し、第二章では、諸政策の要の一つであった『国体の本義』編纂が、文部省および文部官僚を含む編纂従事者にとっていかなるものとして捉えられていたのかを検討する。第三、四章では教学刷新評議会について、出席した各有識者の動向にも目を配りつつ、そこでの議題設定や会議運営が文部省にとっていかなる意味を持ち得たのかが問い直される。第五章以降では、諸政策が「国体明徴」という課題において十分な成果を挙げなかった可能性が論じられ、その要因として、教育行政において伝統的に採用された会議形式により一貫性や広範な人々に

* わしざわ りょうすけ 京都大学非常勤講師

対する説得可能性のある思想を見出し得なかったこと、文部省が「正しい思想」を上から断定するという姿勢で諸政策を強引かつ拙速に「成功」させたこと、新たに設置した教学局が行政的な外局にとどまったことなど、文部省による企画・立案過程上の問題点が指摘される。

特に、断定的かつ拙速な「正しい思想」の政策化については、文部省および文部官僚の性質による影響が看取される。例えば文部省については、教育行政に対する外部的介入への防衛という目的意識や、率先して責任を負わず原則の提示に終始し教育・学問の現場に問題解決を委ねる姿勢など、官庁組織的な保身の論理を洞察する。また、当該政策において指導的地位にいた官僚である伊東延吉を重点的に取り上げ、その個人的性質が「国体明徴」政策の内容を決定づけたことが示される。伊東については、従来政策立案上の地位から主導性を説明されることが多かったが、本書では伊東個人に対する思想的分析から、諸政策が外来思想流入を「思想悪化」の根源と見做す排外主義的志向性を有するに至った経緯におけるキーパーソンとして、その主導性が再評価される。

このように、当事者である文部省および文部官僚に着目することで、「国体明徴」政策の成立過程やその後の展開に内在する問題を照射していることが、本書の独自性であり成果である。書評会において福家崇洋氏は、著者の「思想と制度との創造的関係」の可能性についての関心から³⁾、両者の関係が実際に問題となった事例として「国体明徴」政策が取り上げられている、と本書の意図を読み解いた。上述の成果は、文部省/文部官僚が「国体明徴」政策において「思想と制度との創造的関係」の確保を成し得なかった過程を詳らかにしたものであると言える。

以上のような本書の意義を踏まえつつも、その方法や総括、または個別の議論について疑問が残らない訳ではない。第一の論点は、第六章で参照される現行政策評価制度との差異についてである。序章において提示される「政策としての客観的な評価」を試みる旨と関連し本章では、1999年7月16日に公布され翌年1月6日に施行された、行政機関に政策の自己評価を求める所謂「政策評価法」が持ち出される。著者は、同法下の現行政策評価制度で用いられる種々の評価基準を昭和10年代の文部省の諸政策に対する評価において転用するに際して同法第1条を引用し、「本書での政策評価も、政策としての必要性などを価値的にではなく客観的に評価せんとするものである」(248頁)とする。ここからも分かるように、文部省の政策に対し行わんとする「客観」的評価には、“著者の主観”に基づく価値判断を排除し政策を価値中立的に扱う、という意味が込められている。

法学者の宇賀克也氏によると、「政策評価法」の目的規定は、①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底②国民本位の効率的で質の高い行政の実現③国民的視点に立った成果重視の行政への転換の3点にあるという。本書で引用される同法第一条でも、「政

策の評価に関する情報」の公表による「効果的かつ効率的な行政の推進」と、「政府の有するその諸活動について国民に説明する責務」を全うすることが目的とされる⁴⁾。門外故、評者による同法の理解が的外れである可能性も否めないが、要するに一貫して「国民」の目線を意識した評価制度であり、“行政機関の主観”に基づく政策評価に閉鎖せず「政策の評価に関する情報」を公表することで「客観」的検証可能性を確保するところに、同法の意図があると解することができる。そしてそれは、著者が意図するように政策を価値中立的に評価するという性格のものではなく、むしろ政策評価という行為が価値判断に基づくものであるということを前提としているのではないだろうか。著者の目的が是非の判断を一旦脇に置いた上で政策の成立過程を検討するところにあるということは理解できるが、行政機関の自己評価上の価値判断に「客観」性を導入することを目標とする同法と、そもそも外部評価である自身の政策評価から価値判断を排除することを「客観」的評価とする著者の間には、根本的差異があるように思われる。

この差異は、本章でなされる政策評価の内容とも関わる。第一節では、「国体明徴」政策の必要性および優先性について論じ、ナショナル・アイデンティティーの確立と利己主義的政治腐敗の克服という視点からの必要性、また「国体明徴」の機運に乗じることで他の政策課題においても有利をとることができるという意味での優先性を指摘する。第二節では、実際の政策が有効性を持ち得たかを論じる中で、文部省が主張すべき有効性として、国益公益を優先する人生観を国民に対し提供するための研究・教育原理に資すること、延いてはそれが戦時体制の進展における資源開発にも繋がることが挙げられるとする。しかしこれらは、あくまで当時の文部省としての主観的価値判断を推測的に追認するものであり、その妥当性が具体的に検証される訳ではない。また第三節では、当時においても多方面から疑念が寄せられた文部省の政策担当能力について、文部省は能力が疑問視される状況の中でこそ「国体明徴」という時局的要請を手掛かりに政策を強行する必要があったとするが、これも文部省の主観的認識を推察したもので、能力に対する客観的評価ではない。如上の行論は、外部評価者としての価値判断を保留するという手法と、文部省に関する史料的制約という両面から導かれるものだろう。「国体明徴」政策の企画・立案における文部省の主観的判断を推し量ること自体は意義深い作業であるだけに、現行制度を参照した「客観」的政策評価として本章を構成することがどれ程その試みに寄与しているのかという点については、些か疑問である。

一方第四節では、企画・立案を主導した伊東延吉の自己評価を踏まえ、「国体明徴」政策の特性が「思想の正しさに政策効果がかかっている」(291頁)とところにあることを指摘する。その上で、思想の「正しさ」を証明するという課題への考慮を欠いたまま「正しい思想」を断定的に政策化したことによって、文部省の政策はその効果を十分に確保できず、「正しさ」をめぐる収拾不可能な対立を内包することになったと、企画・立案段階での問題点を提示する。こ

うした指摘は、行政機関たる文部省による自己評価を相対化するという意味で、現行評価制度が意図するところの「客観」的な評価として成立しているように思う。第五章や終章でも、文部省による企画・立案過程に内在する問題点を剔抉するという点で同様の「客観」性に基づく政策評価を試みており、本書全体の目的としての「客観」的な評価は充実した成果を挙げていると言えるため、評者の疑問は重箱の隅をつつくに過ぎないものかもしれない。

第二の論点は、本書における対象時期の限定についてである。既に述べたように本書の特徴は、昭和10年の天皇機関説事件を契機とした政治状況の緊迫が「国体明徴」政策の展開に与えた影響を相対化し、文部省・文部官僚の組織的・個人的規定性を俎上に載せることで、政策不振の内在的要因を指摘する点にある。第一章では、天皇機関説事件や総力戦体制構築への企図が惹起した状況を背景に文部省の「国体明徴への積極的な政策志向性」が顕著になったことに言及し、その後も「外部から責任を追及されている政治状況」（二章、97頁）、「緊急に対応が求められている状況」（六章、296頁）など、状況としての緊急性が文部省の政策推進にとって外圧となった可能性にも目を向けている。とはいえ、終章最末尾における総括で、伊東延吉について「思想的な問いを発することはしても、答えを探究する苦労というものを体験できていなかったのではないかと評価した上で「文部省に覚悟が足りなさすぎたのである」（以上、348頁）と締めくくるところからも分かるように、文部省、特に主導者である伊東の性質や判断が「国体明徴」政策の不首尾を決定づけたものとして推定されている。

では、その推定に際し「特に昭和一〇年頃に焦点を合わせ」という対象時期の限定（序章、30頁）はどこまで妥当だろうか。本書では主に教学刷新評議会の議事過程や『国体の本義』の編纂過程、つまりは「国体明徴」政策が動き出した昭和10年以降の展開についての細かく分析しており、第一章で「国体明徴」政策の「歴史的位置」を確認するに際しても、昭和10年以降の文部省の歴史的展開が眺め渡される。しかし、政策の企画・立案過程について、昭和10年に生じた外部的状況の影響を差し置いて文部省・文部官僚の内部的要因を論じるのであれば、見出される組織的・個人的要素が状況に後押しされて生じたものでないかを昭和10年より以前に遡って検証し、その一貫性を把握する必要があるのではないだろうか。一貫性があるのなら、組織的・個人的要素が企画・立案過程を規定する直接的な要因であった可能性が示され、逆に昭和10年頃を境に表出・変化しているのであれば、当時の文部省の方針は当時の状況との関係においてこそ理解しなければならないものであったと考えられるからである。

本書で主導性が強調される伊東延吉については、教学刷新評議会議事録や『国体の本義』編纂に係る関係者の証言以外に、他所での言説も用いて思想的性格が検討されるが、そこで参照される昭和10年以前の言説は、①「溝口先生」（1925年、序章・終章で参照）、②「思想問題と国民精神文化研究所」（1933年6月、六章・終章で参照）、③「日本国民としての精神的指導原理」

（1935年4月、終章で参照）の3点であり、上記の観点では①と②が特に重要となる。実際、思想内容については①を通じて、個人主義・自由主義を利己主義として理解し欧米思想の流入をその根源と見做す志向性が一貫していたことが示されており、これは伊東研究においても文部省研究においても意義深い指摘である。他方で、例えば本書で繰り返し述べられる「正しい思想」としての「国体」の断定的かつ拙速な政策化志向については、こうした方法によって伊東の影響可能性を検証する余地が残されているように思われる。著者は伊東の「野心的方針」（二章、85頁）や「自己の願望」の投影（六章、298頁）を推測するが、本書の趣旨に沿うのであれば、伊東と政策の間の思想内容的な一致にとどまらず、その政策化という営為の中でも伊東の志向の一貫性が検討される意義は大きいのではないだろうか⁵⁾。

同様の論点は、文部省内で「初期設定」として共有されたと見られる「醇化」を重視する方針についても認められる⁶⁾。「皇道に遵ひ及国体に醇化せる儒教」の振興を掲げ、人脈的にも文部省と近しかった大東文化協会については第三章で幾分か遡って論じられるものの、文部省自体については昭和10年以前に関する検討が不足するまま、両者間の影響関係は推察されるにとどまる。「排外と排外の両極端を避けて、醇化という条件付きの摂取という方針を選択していたのではないだろうか」（二章、76頁）との文部省・伊東の意図に関する推測も、それぞれの組織的・個人的な思想あるいは政策構想に対する一貫性の把握によって、その妥当性が確かめられる余地があるように思う。その後の「国体明徴」政策の内容が排外に傾斜していくことから考えれば、当初から文部省・伊東の意図の重心は外来思想の排斥にあり⁷⁾、「醇化」を重視する方針は「天皇機関説を弾劾している協会関係者」（三章、156頁）等への表面的対応に過ぎない可能性も依然拭えない。昭和10年以降のみに対象を限定せず、より長い文部省史の中での位置づけを考慮することで、「醇化」という志向性の内実や歴史的意義がより鮮明に浮かび上がってくるかもしれない、などと思考する。

第三の論点は、思想的な「探究」を軽視する姿勢を問題とする視座についてである。本書では文部省や伊東延吉に「国体明徴」政策不振の内在的要因を見出すが、「伊東は思想的な問いを発するものの、思想的な深みを感じさせる人物とは言い難いように思われる」（二章、85頁）「伊東にとって根本的に考えるというのは思考を続けて探究することではなく、正解を決めて提示することだったのではないか」（終章、341頁）という伊東評からは、彼らの思想的「浅さ」や「探究」を軽んじる態度が「正しい思想」の断定的かつ拙速な政策化に直結した、との理解が読み取れる。そうした姿勢は、「官庁の流儀」（同上）すなわち利己的で無責任な官庁組織という枠組みの構造的産物であると評価され、「国体明徴のために刷新すべきは、教学よりも官庁だったのではないだろうか」（終章、347頁）との総括が導き出される。「日本の官僚制の宿痼」（本書帯）に帰結する文部省論として、重要な指摘を含む議論である。

著者が示す“あるべき「国体明徴」政策”は、「思想の試行錯誤や競合を許容する空間を確保」（終章、348頁）し自発的・主体的な「ネーションへの問い」（五章、241頁）を喚起するところにあり、そうした環境構築へと向かわずに思想的な「探究」を欠いた文部省が上から「正しい思想」を定めた『国体の本義』によって、「個人の知的な探究を容認しないという政策志向性」が文部省にもたらされ、「反知性主義と呼ぶべき傾向を教育研究の領域に蔓延」させるに至ったのではないかとその後の展開が見通される（以上二章、98頁）。こうした展望は、1940年代前半における排外主義的「国内思想戦」の背後に「知的な探究」を軽視あるいは敵視する「反知性主義」的思考様式を見る著者の研究⁸⁾に連なり、「国内思想戦」における「知的な探究」への抑圧によって「国体」が「外来文化排斥の根拠として強く機能していく」（三章、157頁）契機の一つを昭和10年頃の文部省の思想的「探究」軽視に見るものと言える。「国体明徴」政策自体の「排撃の思想的立場との親和性」も、「個人主義と自由主義を国体明徴での主たる批判対象」として性急に断定するという「探究」の欠如を発端とするものと解される（終章、344頁）。

しかし、仮に文部省が自らの組織的利己主義を是正する「覚悟」（終章、348頁）のもと下からの思想的「探究」に意義を見出そうと試みたとして、その政策は個々の「探究」に対し排外主義的な制約や抑圧を伴わずに成立し得ただろうか。文部省が“正しくない思想”として個人主義・自由主義を否定したことや、表面的には外来思想の「醇化」を要求しつつもその具体的方法は提示できなかったことは、彼らが思想的な「探究」を軽んじなければ起こり得なかったのだろうか。当時の緊張した対外姿勢から強制的に意識されたであろうより大きな構造としての〈国民国家〉を念頭に置いた時、〈国民国家〉的な差異化原理および国家主義の徹底という国策的課題の中、上からの排外主義的な制約は文部省の文教政策にとって不可避のものとして生じたのではないかと、この疑念が抱かれる。これは言い換えれば、「ネーションへの問い」を抑圧する「正しい思想」の政策的断定と、その内容における排外主義的傾向（あるいは表面的に過ぎない「醇化」重視）が、いずれも〈国民国家〉的構造に要請され同時に生じた密接不可分な現象である、という可能性に対する関心である。抑圧的内容を含む思想政策の責任の所在を、官庁組織あるいは官僚個人における思想的「探究」の欠如に帰することは、その「探究」に対する抑圧を要請し機能させる大構造への問いを見落とすことに繋がりがねないのではないかと、というのが評者の提示したい論点である。本書の立場が、〈国民国家〉自体は批判的検討の対象とせず、それをめぐる問いを前提とした「国体明徴」政策の成立過程を検証する、という点にあることは承知しつつも、その成立過程や内容、あるいは思想的/知的「探究」という営為そのものを〈国民国家〉的枠組みが拘束した可能性は、評者としては脇に置きたい感がある。

以上、細かい論点を縷々検討してきたが、評者の浅学故に誤読や曲解、論理の飛躍を含む可能性が否めない上、無いものねだりに終始していることも大いに自覚される。史料的制約の中未だ十全とは言い難い文部省研究において本書が有する学術的意義はこれまで述べてきた通りであり、思想と制度の関係を問うための方法的議論に資するところも多大である。本書の成果が後続の研究を刺激することに期待し、擱筆する。

註

- 1) 荻野富士夫氏は、「文部省にとって「機関説」問題は国体明徴運動の実質的な担い手たることを自覚させ、それを「教学刷新」という目標に向けての原動力としたという意味で大きな位置を占める」と指摘する（『戦前文部省の治安機能 「思想統制」から「教学錬成」へ【新装版】』明誠書林、2022年（原著は2007年）、173頁）。また、辻田真佐憲氏は、天皇機関説事件を引き金とする政治状況を背景に1930年代半ば以降の文部省が「思想官庁」として積極化・硬化化した様子を論じている（『文部省の研究 「理想の日本人像」を求めた百五十年』文春新書、2017年、96～137頁）。
- 2) 本書は、文部省当局者だけでなく、教学刷新評議会に出席した有識者や、文部省の政策を外部から批判的に評価した言説なども取り上げているため、ここで摘示する特徴はあくまで本書が含む多様な論点の一側面を抽出したものである。しかし、後述するように、最終的な結論において「国体明徴」政策の企画・立案者としての文部省の内部的要因に着目しているため、敢えてこのように要約する。
- 3) 植村和秀「丸山眞男と京都学派の断絶 昭和期日本における思想と制度の関係をめぐって」（『京都産業大学世界問題研究所紀要』25、2010年）。
- 4) 宇賀克也『政策評価の法制度 政策評価法・条例の解説』（有斐閣、2002年）15～16頁。
- 5) ただし著者は、第六章にて②を参照し、「マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設」という学生思想問題調査委員会答申の文言に反し当時の伊東は理論体系の建設を重視しておらず、その態度は後の「国体明徴」政策を主導した伊東の思想と通底していると指摘する（289～290頁）。これは、伊東が「国体」に関する結論ありきで文教政策を進める志向性を天皇機関説事件よりも前に有していたことを示す内容であると言え、伊東の一貫性を論じる上で注目に値する。
- 6) ちなみに、第二章では、教学刷新評議会第4回総会において伊東が「西洋思想の醇化という「一角からやって行く」との説明」（76頁）を行ったことを、伊東が「醇化」方針に意欲的であったこと示す一例として取り上げている。しかし、当該発言は、教学刷新を文教政策の監督者である文部大臣の所管とする答申内容の狭隘さを指摘し内閣総理大臣所管とすべき旨を主張する二荒芳徳の質問に対してなされたもので、「兎二角此文教ト云フコトヲ中心ニシテ、最モソコニカヲ注イデ効果ヲ挙ゲテ行カウト云フ風ナ考ニナラレタモノト思フノデアリマス〔中略〕西洋思想ト云フモノヲ醇化スルト云フヤウナコトニ付キマシテモ、其一角カラヤツテ行クト云フコトガ最モ大切ナコトデアルト思フノデアリマス」（『教学刷新評議会資料』下、芙蓉書房、2006年、399頁。下線評者）とあるように、ここでの「一角」とは「醇化」ではなく「文教」のことではないと思われる。
- 7) 荻野註1）前掲書、176頁。

- 8) 植村和秀「書評誌『読書人』の国内思想戦 一九四〇年代前半日本の言論空間研究」(1)(2)
(3・完) (『産大法学』55(1) (2021年4月), 55(2) (2021年7月), 55(3・4) (2022年1月))。